

千葉開府 900 年機運醸成動画制作業務委託 企画提案(プロポーザル)募集要項

1 委託業務の概要

- (1) 業務名 千葉開府 900 年機運醸成動画制作業務委託
- (2) 業務目的 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和5年7月31日
- (5) 予定価格 1,500,000 円(消費税及び地方消費税込)を上限とする。

2 参加資格要件

本事業の企画提案を行うものは、次のすべての要件を満たす法人でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 本業務委託の契約締結に係る見積もり日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法(昭和14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を参加申込期限の日から見積り日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していない者
 - ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
 - ケ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

3 参加手続き

(1) スケジュール

| 内容 | 日程 |
|-------------------|------------------|
| ① 参加申込受付開始、質問受付開始 | 令和5年4月7日(金) |
| ② 質問受付期限 | 令和5年4月13日(木)(必着) |
| ③ 質問への回答 | 令和5年4月17日(月) |
| ④ 参加申込期限 | 令和5年4月20日(木)(必着) |
| ⑤ 参加資格審査結果通知 | 令和5年4月24日(月) |
| ⑥ 提案書提出期限 | 令和5年5月8日(月)(必着) |

| | |
|-------------|--------------------|
| ⑦ プレゼンテーション | 令和 5 年 5 月 12 日(金) |
| ⑧ 選考結果通知 | 令和 5 年 5 月 16 日(火) |

(2) 質問書の提出

本募集要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

- ア 質問受付締切 令和 5 年 4 月 13 日(木)午後5時(必着)
- イ 質問方法 下記メールアドレスに電子メールで送信することとし、電話・口頭での質問は受け付けない。また、電子メールの件名は「企画提案募集質問書」とすること。

千葉県総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課
E-mail:identitysuishin.POC@city.chiba.lg.jp

- ウ 提出書類 質問書
- エ 回答方法 質問の回答はホームページに令和 5 年 4 月 17 日(月)午後5時までに掲載する。
なお、回答の内容は、本募集要項の追加または修正とみなす。

(3) 参加申込

企画提案に参加を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

- ア 受付締切 令和 5 年 4 月 20 日(木)午後 5 時(必着) ※電子メールでの提出も可
(持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)
- イ 提出場所 〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号
千葉県総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課(千葉県役所新庁舎高層棟 6F ※令和 5 年 4 月 14 日までは旧庁舎 5F)
電子メールの場合は下記メールアドレスに送信すること。

千葉県総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課
E-mail:identitysuishin.POC@city.chiba.lg.jp

- ウ 提出書類 (ア) 企画提案参加申込書(様式第1号)
(イ) 会社概要(様式自由)

(4) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和 5 年 5 月 8 日(月)午後5時(必着)
※郵送又は持参の上、電子データを電子メールにて送付すること
(持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)
- イ 提出先 〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号
千葉県総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課(千葉県役所新庁舎高層棟 6F)
電子メールは下記メールアドレスに送信すること。

千葉県総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課
E-mail:identitysuishin.POC@city.chiba.lg.jp

- ウ 提出書類 以下の書類を 7 部(うち 6 部については企業名を記載しない)ずつ提出すること。
(ア) 企画提案書
提案書に記載する内容は、以下の条件を満たすこと。
① 提案のコンセプト及び特徴

・制作する動画のコンセプトや特徴を明記すること。

②イメージ及び動画の構成

・仕様書を踏まえ、絵コンテを用いるなど、わかりやすく全体的なイメージや構成について提案すること。

・視聴者の興味を惹きつける工夫や千葉開府 900 年について効果的に周知を図るための工夫について具体的に提案すること。

・提案はできる限り具体的に記載することとし、また実現可能なものとする

③実施体制等

・過去の実績、業務体制、業務担当表、連絡体制、連絡先、制作スケジュール等。

※協力企業等がある場合は、その者も含む。

④その他提案

・本業務の実現にあたり、その他の提案内容があれば記載すること。

(イ) 見積書(税抜)

(5) 選考結果通知

ア 通知日 令和 5 年 5 月 16 日(火)

イ 通知方法 企画提案書の提出者全員へ電子メールで結果を通知し、市ホームページで公表。

4 プレゼンテーション

(1) 実施日時 令和 5 年 5 月 12 日(金)(時間は後日指定)

(2) 実施場所 千葉市役所本庁舎(詳細は後日指定)

(3) 実施方法 対面によるプレゼンテーションを実施する。

(4) 実施手順 プレゼンテーションは 1 者当たり15分以内とし、プレゼンテーション終了後、質疑応答の時間を設ける。ただし、参加者数によって変更する場合がある。

(5) 留意事項

ア 予め提出した資料に基づき説明することとし、提出していない資料は用いないこと。

イ プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、その他必要な機器は各社で用意すること。

5 選考基準

(1) 選定趣旨

企画提案内容を総合的に採点し、最も点数の高かった者を選定し、委託契約予定者として決定する。

(2) 選考方法

ア 選考委員 千葉市が指定する選考委員

イ 選考基準 各選考委員が次の選考基準に基づき、提出されたすべての企画提案書をもとに採点する。

| | 評価基準 | 配点 |
|---|------|----|
| 1 | 趣旨理解 | 5 |

| | | |
|---------|---|-----|
| (1) | 委託業務の目的、趣旨について良く理解し、企画提案内容に反映しているか。 | 5 |
| 2 動画の内容 | | 85 |
| (1) | 動画のコンセプト及び全体構成が明確に示されているか。 | 10 |
| (2) | 2026 年が千葉開府 900 年に向けて高揚感をあおり、周知できるインパクトのある内容になっているか。 | 20 |
| (3) | 若い世代を中心に効果的に周知できる内容となっているか。 | 20 |
| (4) | 独自性や話題性が高く、視聴者が、過去から現在に繋がるまちのあゆみを感じつつ、未来に期待感を抱ける内容となっているか。 | 20 |
| (5) | 具体的で実現性の高い提案となっているか。 | 15 |
| 3 実施体制等 | | 10 |
| (1) | 過去に類似した業務実績があり、本業務を履行するにあたって十分な業務遂行能力を有し、人員などの業務実施体制が十分に整っており、かつ、スケジュールが適切であるか。 | 10 |
| 合計 | | 100 |

- ・参加申込者が1者のみの場合も、選考を実施する。
- ・各選考委員の持ち点は 100 点ずつとし、合計 600 点満点とする。
- ・採点結果が合計点の 6 割(360 点)に達した者を選定の対象とする。
- ・選考委員全員の合計点が最も高い提案を最優秀提案とする。なお、最高得点の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

(2) 失格事項 参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 見積額が1(5)に記載する予定価格を超過した場合

イ その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると本市が判断した場合

6 契約

- (1) 契約の締結
- ア 選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。なお、契約締結に先立ち、見積りの積算内訳書のほか、市の求める資料を提出すること。
- イ 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (2) 留意事項
- ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- イ 業務の遂行においては、提案された企画案を尊重するが、必ずしも企画どおりに委託するものではなく、提案された企画内容をもとに、協議のうえ進めるものとする。
- ウ 委託費の支払いについては、委託業務完了後一括払いとする。
- エ 著作権については、別紙「仕様書」記載のとおりとする。
- (3) 守秘義務 本業務を遂行する上で知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、選考結果にかかわらず返却しない。
- (3) 応募書類は、千葉市情報公開条例(平成12年市条例第52号)の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 市は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (5) 本業務における成果物の取扱い
制作される成果品及びその他の権利については、著作権法第27条、28条に規定する権利を含め発注者に無償で譲渡するものとする(著作権法第18条、第19条及び第20条に規定する権利については、発注者の書面による同意を得なければ行使することができないものとする)。
ただし、素材となる写真の著作権等、個別に協議した場合にはこの限りではない。
なお、制作される成果品の二次利用等に当たって必要な権利関係の調整等は、発注者と協議の上対応すること。
- (6) 著作権・知的財産権の使用
ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負う。
イ アにかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

8 問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号(千葉市役所新庁舎高層棟 6F ※令和5年4月14日までは旧庁舎 5F)

千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課

電話 043-245-5660 FAX 043-245-5476

メール identitysuishin.POC@city.chiba.lg.jp